

家族による財産管理

—— フランスの後見・夫婦財産制・家族権限付与 ——

石 綿 はる 美

1. はじめに

財産の管理能力がない者の財産管理をどのように行うかは、高齢化社会において重要な問題である。日本における成年者の財産管理について、「家族内の財産管理においては、伝統的な日本民法学では、家族内の代理権濫用や無権代理などの事案で、表見代理や虚偽表示の類推適用などを活用して、取引相手となった第三者を保護する傾向にあった」⁽¹⁾との指摘がある。これは、学説・判例の傾向への批判であるとともに、財産管理を「事実上の後見人」が行っている現状への問題意識を前提とする。では、成年後見を利用すれば問題は解決するのだろうか。仮に成年後見を利用したとしても、「後見人業務を細かく監督できる裁判所の体制がない」日本の現状では、後見人が家族と結託したり、不当な財産横領をしたりすることも指摘されている⁽²⁾。

-
- (1) 水野紀子「財産管理と社会的・制度的条件」水野紀子＝窪田充見編代『財産管理の理論と実務』（日本加除出版、2015）14頁。
 - (2) 水野・前掲注1）5頁。なお、不正事例のほとんどは、専門職以外の後見人によるものである（詳細は、最高裁判所事務総局家庭局実情調査「後見人等による不正事例」実践成年後見81号（2019）92頁）。増加傾向にあった不正が平成27年から減少している理由として、家庭裁判所が、一定以上の資産がある者に親族後見人を選任する場合には、専門職監督人をつけたり、親族ではなく専門職を後見人に選任したりしていることがあるという（野口雅人「成年後見制度の現状と課題」法セ772号（2019）43頁）。

このような中、最高裁は、2019年1月に、「本人の利益保護の観点からは、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合」は、これらの者を後見人に選任することが望ましいと考え方を各家裁へ示したという⁽³⁾。上記のような問題を抱える日本において、家族が後見人になることで、被保護者の財産管理は適切に行われるのだろうかという問いが生じる。

国外の動向に目を向けてみると、フランスでは、2015年に「家族」に被保護者の財産管理の権限を与える「家族権限付与」という制度が新設された。日本法の問題意識からは、なぜ、このような制度が新設され、家族に財産管理を委ねることにしたのか、家族に財産管理を委ねて問題は生じないのか、という疑問が生じる。本稿は、この2つの点について、家族権限付与の導入の経緯及び制度の概要を確認しながら明らかにすることを主たる目的とする。

家族権限付与は、夫婦財産制における代理権限授与をモデルとし、後見等の形式に従うことなく家族が比較的自由に財産管理を行うことができる制度である⁽⁴⁾。これらの制度と家族権限付与は、被保護者から財産管理権を奪い、他者に管理権等を付与するという共通点がある。そこで、本稿では、家族権限付与の特徴・利用される場面を明らかにするとともに、フランスにおける多様な財産管理の全体像を示すために、後見(2)と夫婦財産制の代理権限授与(3)について、上記の2つの問いを意識しつつ、簡単に紹介したうえで、家族権限付与について検討をし(4)、最後に簡単にまとめを行う

(3) 厚生労働省第2回成年後見制度利用促進専門家会議・資料3。

なお、平成30年の統計によると、成年後見の認容数(36,298件)のうち、親族が後見人になったのは23.2%(うち52.0%が子)である(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成30年1月～12月」資料10)。親族が後見人となる割合は、諸外国に比べて低くなっている(フランスについては、後掲2.2.参照)。

(4) Aillaud, Droit des personnes et de la famille, 9 éd, bruylant, 2018, n. 269, p. 160.

(5)。

2. 司法上の成年者保護における権限授与

2. 1. 成年者保護の概要

フランスにおいては、成年者保護について、1968年の大改正の後、2007年、2015年に改正が行われ、現在に至っている。

数度の改正を経て形成された、フランスの成年者保護は、司法上の保護と、司法上の支援措置 (mesure d'accompagnement judiciaire)⁽⁵⁾に大別することができる⁽⁶⁾。そして、司法上の保護には、①後見 (tutelle, 2.2.参照)、②保佐 (curatelle)⁽⁷⁾、③司法救助 (sauvegarde de justice)⁽⁸⁾、④将来保護委任 (mandat de protection future)、⑤家族権限付与 (habilitation familiale, 4.参照)の5つの制度がある。これら計6つの制度は、原則として、重複して利用できない。

このようなフランス法の体系は、次のような経緯で確立された。

まず、1968年1月3日の法律(以下、「1968年法」)により、後見、保佐、司法救助の3類型が確立された。成年者保護の理念について、家族の利益の

-
- (5) 社会保障給付の受給者の財産管理に不安がある場合に、受任者が被保護者に代わり社会保障給付の受領・管理を行うという制度。本人の行為能力の制限はない(民法典495-3条)。
 - (6) 各制度の概要については、山城一真「フランス」公益社団法人商事法務研究会『各国の成年後見法制に関する調査研究報告書』(2018)5頁、拙稿「家族による財産管理とその制度的代替—フランス」比較法研究81号(2019)掲載予定。
 - (7) 民事生活の重要な行為において、継続的に援助又は監督される必要性のある者に対して行われ(民法典440条1項)、被保佐人は、所定の行為について保佐人の援助(同意や助言・監督)を受ける。
 - (8) 一時的な法的保護又は特定の行為の遂行について代理を必要としている者に対して行われ(民法典433条1項)、被保護者の財産管理には、委任又は事務管理の規定が適用される(同436条)。本人の行為能力は当然には制限されない(同435条2項)。

ために本人の財産管理を禁じるのではなく、本人の利益の保護へ考え方を転換したものである⁽⁹⁾。

次に、2007年3月5日の法律（以下、「2007年法」）⁽¹⁰⁾により本人の意思の尊重の視点から、日本法の任意後見に類似する将来保護委任が新設された。また、制度の利用増加による裁判所の負担増加等の理由から、制度の利用開始要件を厳格にした。従前は、「浪費、不節制、又は怠惰により、貧窮状態に陥るおそれがある者」（民法典旧488条3項）も保佐を利用することができたが（同508-1条）、2007年法は、精神的能力、身体的能力の減退を理由として「自己の利益を単独で判断することができない者」（民法典425条）に、司法上の保護の利用者を制限しようとした⁽¹¹⁾。

最後に、2015年10月15日のオルドナンス（以下、「2015年オルドナンス」）により、家族権限付与が新設された。

2. 2. 後見制度の概要

精神的・身体的能力の減退を理由として自己の利益を単独で判断すること

(9) 大村敦志『20世紀フランス民法学から』（東京大学出版会、2009）223頁（初出：大村敦志「人」北村一郎編『フランス民法典の200年』（有斐閣、2006）153頁）。

1968年法については、稲本洋之助『フランスの家族法』（東京大学出版会、1985）126頁以下、山口俊夫『概説フランス法（上）』（東京大学出版会、1978）478頁以下、水野紀子「フランス法における成人後見」野田愛子編『新しい成年後見制度をめざして』（社会福祉法人東京都社会福祉協議会・東京精神薄弱者・痴呆性高齢者権利擁護センター、1993年）103頁以下等。

(10) 2007年法については、今尾真「フランス成年者保護法改正の意義と理念」新井誠ほか編『成年後見法制の展望』（日本評論社、2011）165頁、窪幸治「フランスにおける成年者保護制度の改正」総合法政9巻2号（2008）169頁、小林和子「立法紹介」日仏法学25号（2009）229頁、清水恵介「フランス新成年後見法」日本法学57巻2号（2009）491頁、山城・前掲注6）5頁等。本稿は条文の訳も含め、これらの先行文献に大きく依っている。

(11) ただし、2007年法以降も申立件数は減少していない（詳細は、山城・前掲注6）10頁）。

ができず（民法典 425 条）、継続的な保護が必要な者に対して行われる保護措置（同 440 条 3 項）が、後見である。期間は原則として 5 年を超えないものとされているが、判断能力に回復の見込みがないときには、10 年を超えない期間で更新が可能である（同 441 条）⁽¹²⁾。

後見においては、後見人に包括的な代理権が授与される（民法典 473 条 1 項）。後見人は、単独で、被後見人の財産管理に必要な保存行為・管理行為を行うことができる（同 504 条 1 項）。処分行為には、家族会又は後見裁判官の事前の許可が必要であるものと（同 505 条 2 項）、許可を得てもできないものがある（同 509 条）⁽¹³⁾。

本人の行為能力は包括的に制限されるが、後見裁判官は、被後見人が単独で行える行為・後見人の援助を得たうえで行える行為を定めることもできる（民法典 473 条 2 項）。

後見の利用の申立てができるのは、保護される必要がある者（本人）、それらの者との共同生活が終了していない配偶者、パクスのパートナー及び内縁配偶者⁽¹⁴⁾、そして、血族、姻族、成年者と密接かつ持続的な関係を保持する者、司法上の保護措置を自ら実施する者である（民法典 430 条 1 項）⁽¹⁵⁾。また、検察官が申立てを行うことも可能である（同 430 条 2 項）。

後見人は、①事前に指名がある場合は、指名を尊重し、その者が後見人になる（民法典 448 条 1 項）。指名された者が優先され、必ずしも家族が優先的

(12) 医師による証明があれば、20 年を超えない限度で更新することができる（民法典 442 条 2 項）。もっとも、裁判実務においては、医学的証明という点が軽視されているとの指摘もある（Maurie, Droit des Personnes, 10^{éd}, LGDJ, 2018, n. 763, p. 361）。

(13) 負債の免除など、贈与を除く無償譲渡などの危険行為は、許可を得ても後見人が行えない行為として民法典に列挙されている（同 509 条）。

(14) パクスのパートナー及び内縁配偶者は、2007 年法により申立権者として認められた。「家族」概念の広がりということができよう。

(15) 詳細は、山城一真「法定後見申立権者の範囲に関するフランス法の規律」早法 89 巻 3 号（2014）177 頁。

に担い手になるわけではない。指名がない場合には、②配偶者やパクスのパートナー、内縁配偶者が、本人と共に生活していない場合や、管理を任せることができない場合を除き、後見人となる（同449条1項）。次いで、③親族、姻族、保護される成年者と密接な安定した関係を有している者（同449条2項、3項）、最後に、④県知事が作成するリストに登録されている司法上の受任者（同450条）が選任される⁽¹⁶⁾。なお、2015年の統計では後見人の61.5%が「家族」であり、その約6割は卑属である⁽¹⁷⁾。

2. 3. 小括

フランス民法典では、成年者保護は「家族及び公共団体の義務である」（同415条4項）とされており、家族が保護の主体となることは一定程度期待されている。実際にも、家族が後見人になる割合は、上述のように約6割であり、日本よりも高い。

家族が後見人になったとしても自由に財産管理が行われるわけではなく、後見裁判官の監督があり、また一定の行為については後見裁判官の事前の許可が必要である。さらに、危険な行為については、許可があっても行うことはできない。したがって、後見人の行動に対して一定の制約が存在し、権限濫用を防止するための制度が用意されているといえよう。

3. 夫婦財産制における配偶者への代理権限授与

フランスの夫婦財産制では、共有財産及び固有財産の管理について、夫婦の一方に対して権限を与えることができる。まず、それらの制度を概観し（3.1.）、夫婦の一方に代理権が授与され、後見や家族権限付与との共通点が

(16) 詳細は、山城・前掲注6) 21頁以下。

(17) Belmokhtar, Tuteurs et curateurs des majeurs : des mandataires aux profils différents, Infostat justice n° 162, 2018.

多い司法上の代理権限授与について紹介する(3.2.)。

3. 1. 夫婦財産制における諸制度の概要⁽¹⁸⁾

夫婦がいかなる財産制を選択しても適用される基礎財産制には、司法上の許可(民法典217条)、司法上の代理権限授与(同219条)⁽¹⁹⁾、当事者の同意による委任(同218条)⁽²⁰⁾がある⁽²¹⁾。司法上の許可は、配偶者Aが「その意思を表明することができない場合又はその拒否が家族の利益によって正当とされない場合には」、裁判官(家族事件裁判官)が、他方配偶者Bに対して、Aの協力又は同意を必要とする行為を単独で行うことを許可できるという制度である⁽²²⁾。また、司法上の代理権限授与では、配偶者Aが「その意思を表明することができない場合」、他方配偶者Bは、夫婦財産制から生じる権限

-
- (18) 稲本・前掲注9) 第一部第一章三及び第二部、田中通裕「注釈・フランス家族法(4)」法と政治62巻3号(2011)1384頁以下。条文訳は基本的に田中論文に依る。
- (19) 竹中智香「裁判上の授権と裁判による代理と事務管理」駒澤法学1巻3号(2002年)21頁
- (20) 竹中智香「夫婦間の合意による委任(フランス民法218条)」法学論集62号(2001年)141頁。
- (21) また、家族の利益を保護するために、一方配偶者の権限を制限する制度もある(民法典220-1条~220-3条、竹中智香「家族の利益を保護する緊急措置(フランス民法220-1条~220-3条(上)・(中))」駒沢法学6巻3号(2007)29頁、14巻4号(2015)29頁)。
- (22) 司法上の許可は、司法上の代理権限授与よりも適用場面が広く、配偶者の「拒否が家族の利益によって正当とされない場合」も対象となる。この拒否は、離婚手続き中など夫婦の関係性が悪化している場合に生じやすい(Malaurie et Aynès, Droit des régimes matrimoniaux, 6éd, LGDJ, 2017, n.115, p.86.)。また、対象となる行為は、許可を求める配偶者Bが権限を有していることが必要であり、意思を表明することができない配偶者Aの固有財産の管理を単独で行うことは認められない。自己の所有する家族住居やそこに備え付けられた動産の処分行為(民法典215条3項より処分に他方配偶者の同意が必要である)、特定の共通財産の譲渡などが対象になる(Patarin et Morin, La réforme des régimes matrimoniaux, t.1, 3éd, Répertoire du notariat Défrénois, 1974, n.83, p.82)。なお、許可は包括的ではなく、特定の行為について与えられる。

の行使について、包括的にあるいは一定の行為について、Aを代理する権限を裁判官から授与される。

法定財産制である後得財産共通制に関しても、同様の規定がある。まず、配偶者Aが、長期間その意思を表明することができない場合又は共通財産の管理について不適格あるいは不正行為があった場合、他方配偶者Bは、Aの権限行使を自らが代行できるように、裁判において要求することができる(民法典1426条1項)⁽²³⁾。また、配偶者Aが、長期間その意思を表明することができない場合又は家族の利益を害するような場合、他方配偶者Bは、Aの固有財産の管理権・収益権をはく奪することを要求することができる(同1429条1項)⁽²⁴⁾。

近時利用が増加しているとされる別産制においても、配偶者Aが、自らの固有財産の管理権を、相手方Bに明示又は黙示に委ねることが認められている(民法典1539条・1540条)。

このように、夫婦財産制において、夫婦の共通財産や固有財産について、一方配偶者から管理権等をはく奪したり、あるいは他方配偶者に権限を授与したりする制度が複数用意されている。他方配偶者の権限を拡張する代表例が司法上の許可と司法上の代理権限授与である⁽²⁵⁾。このような制度は、夫婦の財産は日常生活に必要なものであり、その管理・処分がうまくできないと、日常生活に支障が生じるということから認められている。また、法が夫婦の協力及び相互依存を補強し、家族(夫婦及び子)の利益の優越を保障しているものであるとも言われる⁽²⁶⁾。

なお、民法典217条・219条及び1426条の原型は、1942年に導入され

(23) 稲本・前掲注9) 292頁。

(24) 稲本・前掲注9) 296頁。

(25) Dauriac, Droit des régimes matrimoniaux et du PACS, 5^{éd}, LGDJ, 2017, n.140, p.90, Malaurie et Aynès, supra note 22, n.114, p.86.

(26) Patarin et Morin, supra note 22, n.78, p.78

た⁽²⁷⁾。当時は、妻は財産の処分権限を制限されていたが、第二次世界大戦中に、夫が戦争で捕虜になる等の事態が生じ、夫の許可が必要な行為について、妻に権限を認める必要があったのである。

3. 2. 司法上の代理権限授与の概要

他人の財産の管理という側面も有する司法上の代理権限授与は、配偶者の一方が「意思を表明することができない場合」に行われる（民法典 219 条）。より具体的には、一時的であれ、継続的であれ、意思を表示することができないことであり、病気・加齢等を原因として、身体的・精神的に意思表示ができない場合のみならず、距離的な隔離も該当する⁽²⁸⁾。後見等の成年者の司法上の保護よりも適用範囲は広い（同 425 条参照）。

代理権を授与された配偶者は、権限の範囲内で管理行為や処分行為を行う。特定の行為についてのみならず、包括的な代理権限授与も可能である。また、「夫婦財産制から生じる権限の行使」について授權をすると規定されていることから、対象になる財産の範囲が問題になるが、共通財産のみならず、相手方配偶者の固有財産も該当すると通説・判例では考えられている⁽²⁹⁾。共通財産は、共同管理者の一人への授權という側面があるのに対して、固有財産については、「他人の財産」の管理・処分を、他方配偶者に委ねることになり、後見に類似する。

司法上の代理権限授与は、要件及び機能が、後見をはじめとする司法上の成年者保護制度と重複することから、その競合が問題になる。結論として夫

(27) 詳細は、稲本・前掲注 9) 25 頁以下。

(28) Dauriac, *supra* note 25, n.144, pp.90 et s. 具体的には、生死不明の場合（民法典 121 条以下）が該当する。ここでも司法上の保護の規定と夫婦財産制の規定の関係と同様に、不在者財産管理の規定よりも夫婦財産制の規定が優先して適用される。

(29) Malaurie et Aynès, *supra* note 22, n. 116, p. 87. 竹中・前掲注 19) 30 頁。

夫婦財産制の規定が優先するとされているが⁽³⁰⁾、その理由は次のようなものである⁽³¹⁾。第一に、両者は必ずしも制度趣旨が一致しないことである。夫婦財産制上の授権は、夫婦、より詳細には、子を含む家族の保護のための制度であるが、後見などの司法上の保護制度は、被保護者の個人の保護が目的である。第二に、民法典 428 条 1 項が「司法上の保護は、必要な場合にのみ、かつ当事者により締結された将来保護委任、代理の一般原則、夫婦の権利及び義務に関する一般原則、夫婦財産制の規定、特に民法典 217 条、219 条、1426 条及び 1429 条に定める規則、あるいはより強制的ではない保護方法によっては、当事者の利益を十分に図ることができない場合にのみ、後見裁判官は命じることができる。」と補充性の原則について規定するように、後見の利用に優先して、夫婦財産制を利用することが、期待されているということが挙げられる⁽³²⁾。

配偶者による濫用の可能性は認識されており⁽³³⁾、裁判官は、包括的な代理権を認めるのではなく、授権の範囲を一定の行為に限定することもできる。また、司法上の権限付与の期間の制限や、代理権行使の態様の指示をすることもある⁽³⁴⁾。

(30) 司法上の保護が開始されている被保護者に関して、司法上の代理権限授与が認められたこともある (Cass. civ., 18 fév. 1981, Bull. civ. 1, n° 60)。

(31) Dauriac, *supra* note 25, n. 145, p. 91, Malaurie et Aynès, *supra* note 22, n. 116, p. 87, Karm, Régime matrimonial primaire, J-cl, Art. 216 à 226: fasc. 30, n. 57, p. 25.

(32) 後見等が利用されるのは、夫婦間に不和がある場合であるともされる (Malaurie, *supra* note 12, n. 747, p. 355)。

(33) 後見等に比べて、家族会 (や後見裁判官) の監督がなく、柔軟に保護が行えるが、危険がないわけではないと指摘されている (Malaurie, *supra* note 12, n. 747, p. 356)。

(34) 後者の例として、売買を代理する場合に、裁判官が売買代金を確定することなどがある (Malaurie et Aynès, *supra* note 22, n. 116, p. 87)。

3. 3. 小括

夫婦財産制において配偶者に代理権を授与することが認められているのは、一方配偶者が意思を表明することができないと、財産の管理・処分ができず、他方配偶者及びその子という家族の利益を害するからである。

また、代理権が授与された配偶者には、後見のような裁判官の監督はなく、許可が必要な行為、許可を得てもできない行為が条文上列挙されたりはしていない。そのため、一見、後見の場合よりも自由な財産管理が可能にも見える。しかし、配偶者の権限濫用を防ぐために、代理の範囲を限定するなど、裁判官が予防措置を取ることは可能であり、ここでも完全に自由な財産管理が行えるわけでは必ずしもない。

4. 家族権限付与

4. 1. 制度導入の経緯

成年者の司法上の保護（2.1.参照）の一つである家族権限付与は、2015年2月16日の法律（loi n° 2015-177 du 16 fév. 2015, 以下、「2015年法」）の第1条 I. 2.による授権を受けて、2015年オルドナンス⁽³⁵⁾で新設された。

制度導入の背景は次のように説明される⁽³⁶⁾。まず、2007年法以降も、後見等の司法上の成年者保護の利用が減少せず、後見裁判官の負担過多な状況が続いており、負担軽減を図るための制度の新設が考えられていた⁽³⁷⁾。また、補充性の原則（民法典428条）のもと、後見等の成年者の司法上の保護

(35) 家族法の簡素化及び現代化に関するオルドナンスであり、離婚手続・未成年者財産管理・成年被保護者の分野についての改正を行っている。2015年オルドナンスの離婚手続については、齋藤哲志「立法紹介」日仏法学29号（2017年）169頁。

(36) Projet de loi, Sénat, n°175, Session ordinaire de 2013-2014, pp.28 et s.

(37) 家族権限付与を利用すれば、後見の利用を15～20%程度削減できると予測されていた（Projet de loi, supra note 36, pp.37 et s.）。

の代替として機能している夫婦財産制上の配偶者への授權制度（同 217・219・1426・1429 条）と同様の制度を、配偶者以外の他の家族のメンバーにも認めるべきであるとする。近親者は、被保護者と密接な関係を有する者であり、当事者間に争いがなく、利害関係者の保護の必要がないのであれば、後見等の司法上の保護の制度を利用する必要はないと考えられるのである。

つまり、家族権限付与の目的は、①家族に司法上の保護における形式性に従う必要なく、自由に被保護者の保護を行う権限を与えること、②後見の利用の限定にあるとされる⁽³⁸⁾。家族の賛同がある場合、あるいは正当な異議がない場合には家族権限付与を利用し、後見の利用は、家族に対立がある場合、あるいは家族がない場合に限定しようとするのである。

4. 2. 家族権限付与の概要

家族権限付与の開始要件は、他の司法上の成年者保護と同様、精神的・身体的能力の減退を理由として、自己の利益を単独で判断できないことである（民法典 494-1 条、425 条）。

本人と権限を付与された者（代理人）の間の法定の委任関係により、本人保護を図る。期間は、後見・保佐よりも長期であり、包括的な権限付与の場合には、10 年を超えない期間を指定することができ、20 年まで更新することが可能であるとされる（民法典 494-6 条 5 項）。なお、代理人は無償で権限行使を行う（同 494-1 条 2 項）。

権限を付与される代理人は「家族」である。「家族」の範囲については、立法段階で変遷がある。最終的には、直系尊属、直系卑属、兄弟姉妹、そして被保護者と共同生活を営む限りで配偶者、パックスのパートナー及び内縁配偶者（民法典 494-1 条 1 項）とされたが⁽³⁹⁾、当初はこれとは異なる案であっ

(38) Aillaud, *supra* note 4, n. 269, p. 160.

(39) なお、後見等の司法上の保護と異なり、これらの者の間の優先順位はない。

た。2011年11月から、司法省に設置されたワーキンググループ報告書においては、意思を表明することのできない者の直系卑属の合意がある場合には、子の一人又は複数の者に、特定の行為又は包括的な授權を認める制度を構築すべきであるとされ、担い手としては子が想定されていた⁽⁴⁰⁾。2015年法の法案の提出段階で、担い手が「家族のうち密接なメンバー」となり、委員会審議等を経て、より明確に記載され、最終的には「直系尊属、直系卑属、兄弟姉妹、パクスのパートナー・内縁配偶者」に、被保護者の財産行為について裁判により代理権限を授与する制度を新設することの権限が政府に付与された。2015年オールドナンス成立当初は、配偶者が含まれていなかったが⁽⁴¹⁾、最終的に、現行法の内容になったのである。現行法の「家族」の範囲は、後見人となり得る者の範囲よりは限定されている（2.2. 参照）。

制度の利用には、家族権限付与の利用及び権限を授与する者の選任について、申立権者⁽⁴²⁾である家族の同意あるいは正当な理由に基づく異議がないことが必要であるとされている（民法典494-4条2項）。裁判官は、当事者の財産及び人格的利益に合致するように、権限を付与される者・権限の範囲について決定を下す（同494-5条1項）。

家族に権限を付与する対象は、被保護者の状況に応じてアレンジ可能である。財産管理に関して、特定の行為に限定して行う場合（民法典494-6条1項）と、被保護者である本人に関するすべての行為を対象とする場合（同494-6条3項）がある。後者の場合には、後見にかなり類似する。なお、本人

(40) Proposition n°24, Rapport du groupe de travail sur les tribunaux l'instance.

(41) この点については、齋藤・前掲注35) 175頁注3) 参照。夫婦財産制における権限の授権と同様の制度であるというのがその理由であったが、家族権限付与においては、身分行為の代理の許容もあり、授権の範囲が異なることから、最終的には、配偶者も含まれることになったという。

(42) 申立権者には、本文で検討した担い手である「家族」に加え、検察官も含まれる。なお、申立てに際して、後見等の場合と同様に、医師による証明が必要である（民法典494-3条, 431条）。

の行為能力は、一律に制限されるわけではなく、家族権限付与により代理権が与えられた行為以外については、行為能力を保持することになる（同 494-8 条 1 項）。

上述したように、家族権限付与の特徴は、後見に比べて当事者が柔軟な財産管理を行うことができるという点にある。これは、後見裁判官の監督が、後見に比べて後退し、家族の権限が強化されていることを意味する。例えば、後見裁判官の同意なく、被保護者の名で開設した勘定や帳簿について変更することや、新たに開設することができる（民法典 494-7 条）。また、家族は後見人が単独であるいは後見裁判官の許可を得て行う管理行為及び有償の処分行為を自由に行うことができる（同 494-6 条 1 項, 3 項）。このような後見裁判官の監督の後退から、家族権限付与が本人の保護になるのかは疑わしいとの指摘もある⁽⁴³⁾。ただし、被保護者の財産を無償で処分する行為は、後見裁判官の事前の許可が必要である（同 494-6 条 2 項）。

家族権限付与は、後見や夫婦財産制における司法上の代理権限授与と類似する性質を有しており、その競合が問題になる。補充性の原則（民法典 428 条）から、後見の利用の必要がないのであれば、家族権限付与は後見に優先する。また、家族権限付与と夫婦財産制の競合についても、補充性の原則から、夫婦財産制の規定が優先して利用されるとされている⁽⁴⁴⁾。なお、かつては家族が後見を申立てた場合に、裁判官は家族権限付与の開始を宣言することはできないとされ⁽⁴⁵⁾、学説において批判がされていたが、2019 年の改正⁽⁴⁶⁾により、これは認められることになった（同 494-3 条 3 項）。

(43) Aillaud, *supra* note 4, n. 279, p. 164.

(44) Aillaud, *supra* note 4, n. 270, p. 160.

(45) Cass, civ, 20 déc. 2017, n°16-27507.

(46) 後掲注 47 参照。

4. 3. 小括

最後に、1. はじめにで提示した問いに簡単に答えることにしたい。

まず、なぜ「家族」に代理権を授与するような制度が新設されたのか。その直接の理由は、後見の利用の増加による後見裁判官の負担軽減である。間接的には、夫婦財産制上、配偶者には一定の権限を付与することが可能な制度があったことも理由としてあげられよう。その中で、4. 2. で紹介したような家族を担い手として期待したのは、配偶者と同様に家族と被保護者との間に密接な関連性があるからである。密接な関係にある家族であれば適切な財産管理ができるという側面と、夫婦財産制の諸制度の制度趣旨としても言われているように、家族は被保護者の財産管理方法について利害関係を有する者であるという側面があるのではないだろうか。

そして、家族権限付与においては、後見よりも後見裁判官の監督が後退しているものの、まったく自由に財産管理できるわけではなく、無償処分については後見裁判官の事前の許可が必要である。しかしながら、そもそも家族権限付与を利用することができるのは、制度の利用について、家族間に明確な異論がない場合である。したがって、財産管理の方向性について、家族内で一致していることが多いと考えられる。家族内で、財産管理について相互監視が行われれば問題がないが、無償処分以外について、家族が共謀すれば、濫用的な財産管理が行われる可能性は必ずしも否定できない。

5. おわりに

以上検討してきたように、フランスでは、被保護者の財産管理のためにある者に代理権限を授与するという制度として、後見のみならず、夫婦財産制・家族権限付与と多様なものがある。夫婦財産制の規定に、一方配偶者に他方配偶者の財産の管理まで委ねる司法上の代理権限授与の制度をはじめ、夫婦生活に必要な財産の管理について様々な規定が用意されていること、そ

して補充性の原則及び家族の保護から、後見や家族権限付与といった司法上の保護制度よりも夫婦財産制における諸制度を優先して利用すべきとされていることは、フランス法の大きな特徴であろう。財産の管理を委ねるのは、家族の中でも、まず配偶者ということになるのである。そのうえで、いずれの制度も、家族に権限が授権される際には、裁判官の関与があり、また裁判官によって、様々な形で監督が行われている。つまり、家族に財産管理を委ね、新たな制度を新設し裁判所の負担軽減を図りながらも、国家による制約が残っているのである。

後見裁判官の負担軽減のために導入された家族権限付与の制度は動き始めたばかりである。この制度がこれからどのように運用され・評価されていくのかは、注視していくことが必要であろう。また、同時に、フランスにおける更なる脱裁判化・裁判官による監督の後退についても⁽⁴⁷⁾、どこまで進んでいくのか、逆にどのような点については依然として裁判官の関与があるのかという点についても検討をする必要がある。

翻って日本では、冒頭に紹介したように、裁判官による監督が必ずしも十分ではなく、家族に財産管理を委ねる場合に問題が生じ得ることも指摘されている。裁判官の監督を充実させること、家族ではなく専門職後見人に財産管理を委ねるといふことも解ではあろう。しかし、それでは必ずしもうまくいかないこともあるということ、フランスの家族権限付与の導入、一連の脱裁判化の流れは示唆していよう。比較法的視角も踏まえながら、日本において、どのような制度設計・制度運用を行っていくかを考えることが、これからの課題であろう。

(47) 2019年にフランスにおいては更なる脱裁判化の法律が成立し (loi n° 2019-222 du 23 mars 2019)、成年者保護においても財産目録についての裁判官の監督が後退するなどの改正が行われている。Peterka, La déjudiciarisation du droit des personnes protégées par la loi du 23 mars 2019, JCP 2019. 777.